

まん延防止等重点措置の終了に伴う スポーツ施設の利用について

1月21日から適用されていた「まん延防止等重点措置」が3月6日をもって終了となります。

ついては、3月7日（月）から以下のとおりスポーツ施設における利用の制限を一部緩和します。

なお、今後も感染拡大を防ぐため基本的な感染症対策は引き続き行っていただきますようお願いします。

- 90分程度の利用時間制限は解除
- 運動中のマスク着用は任意としますが、運動時以外は必ず着用すること
- 密集・接触する運動や活動は慎重に検討
- 県央地域（三条市、燕市、田上町、弥彦村）在住者および加茂市在住・在勤・在学者以外の利用を制限していましたが、その制限を解除
- 学校開放事業を再開